

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	16 - 25	ひとりの大人として大切に扱われ…できるということが、個人の尊厳を保つ、尊厳を守るということ（尊厳の保持）である。 生活するなかで、個性や多様性が	生徒にとって理解し難い表現である。 （尊厳を守ることに関する表現の関係について理解し難い。）	3-(3)	
			認められ…大切にされることが尊厳を守るということである。 介護の場面では…大切に思う姿勢が、尊重すること、尊厳を守ることになる。			
2	15	14 - 20	介護の場面では、「自律」は…が多い。一方、「自立」は、他者を頼ることなく…といった意味合いで使われる。しかし、介護における自立は、…自分が選択・決定したうえで、他者の力を	生徒にとって理解し難い表現である。 （「自律」と「自立」の意味について理解し難い。）	3-(3)	
			借りて生活することである。 <12ページ側注①> 助けが必要であることや…支援を受けながらできることをいう。 <12ページ側注②>			
			他者の助けを借りずに自分の力でできることをいう。			
3	15	28 右段	日本での自立生活運動の機能を持つ施設として、自立生活センターがある	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （運動体であると同時に事業体である自立生活センターについて誤解する。）	3-(3)	
4	17	側注③	再びもとの状態に戻すという意味の言葉である	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （リハビリテーションの考え方について誤解する。）	3-(3)	
5	19	図3	装着型サイボーグ	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
6	20	8	新型コロナウイルス	不正確である。	3-(1)	
7	22	8 - 9	そのような支援を考えるうえでの思考過程を介護過程という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （思考過程だけが介護過程であると誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
8	22	15 - 16	これらのプロセス（介護過程の展開、ケアのPDCA）を繰り返す	生徒にとって理解し難い表現である。 （「介護過程の展開」と「ケアのPDCA」の関係について理解し難い。）	3-(3)	
9	28	1 - 10	第4章 多職種協働と他の専門職の役割 第1節 生活支援における多職種連携 1 多職種協働のケアチーム 利用者の毎日の生活を…多職種協働は欠かせない。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「協働」と「連携」について説明がなく理解し難い）	3-(3)	
10	30	14	社会福祉士（SW）	不正確である。 （括弧内外の関係について）	3-(1)	
11	40	10 - 11	ユニットケアの基本は、介護が必要な状態になっても、ごくふつうの生活を営むことである	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ユニットケアのみに該当する考え方と誤解する。）	3-(3)	
12	42	9 - 11	家事は労働に対して賃金が得られるペイドワークとは異なり、賃金が発生しないアンペイドワークであるため、日々の生活のなかで意識されないことが多い。	生徒にとって理解し難い表現である。 （主語と述語の関係についてわかりにくく理解し難い。）	3-(3)	
13	42	13 - 15	家事によって支えられている日常生活は、高齢や障害などにより、それまでと同じ生活を送ることが困難になった場合、支援を受けることで家事を続けることが可能となる。	生徒にとって理解し難い表現である。 （主語と述語の関係についてわかりにくく理解し難い。）	3-(3)	
14	59	側注②	金銭の管理が困難になって、契約が結べる程度の能力があれば利用できる	生徒にとって理解し難い表現である。 （「金銭の管理が困難」と「契約が結べる程度の能力」の関係について理解し難い。）	3-(3)	
15	64	9	（ハートに手をかざしたマーク） <64ページ22行目> <65ページ9行目、22行目> <66ページ1行目>	生徒にとって理解し難いマークである。 （5ページの「教科書マークの説明」に記載がなく、理解し難い。）	3-(3)	
			<67ページ1行目> <68ページ15行目> <75ページ2行目>			
16	69		イラスト ▲2) - ③脱ぐ <▲2) - ⑤脱ぐ> <▲2) - ⑥履く> <▲2) - ⑦履く>	不正確である。 （介助者の位置と姿勢）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
17	75	1	ここでは、全介助の場合を中心に、利用者の右側からアプローチする方法を示す。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全介助が第一の選択肢であると誤解する。)	3-(3)	
18	75	2 - 20	ベッド上での水平移動(右側への移動) <イラスト②③⑤⑥⑦>	不正確である。 (ベッドの高さが適切ではないため、介助者の姿勢が不正確である。)	3-(1)	
19	76	1	ベッド上での上部への移動(スライディングシートを用いる場合) <イラスト②③④>	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (スライディングシートにより頭部まで保護しなくてもよいと誤解する。)	3-(3)	
20	78	11	ベッドからの立ち上がり(端座位から立位) <イラスト③④>	誤りである。 (利用者の膝の位置だけでなく、足底の位置をマットレスに寄せなければ、重心が前方に移動できない。)	3-(1)	
21	78	11 - 25	ベッドからの立ち上がり(端座位から立位) <イラスト⑤⑥⑦>	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (介護者と利用者の負担について)	3-(3)	
22	79	7 - 20	ベッドから車椅子への移乗(左片麻痺のある人の場合) <イラスト③④⑤⑥>	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (介護者と利用者の負担について)	3-(3)	
23	81	2 - 7	手順 <イラスト①②③>	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (介護者と利用者の負担について)	3-(3)	
24	81	11 - 12	⑤…ブレーキをかけて足を開く。	誤りである。	3-(1)	
25	85	3	介護従事者は斜め後ろに位置し	誤りである。	3-(1)	
26	96	22 - 23	入浴温度は、高温浴(42℃以上44℃未満)、温浴(39℃以上42℃未満)、微温浴(37℃以上39℃未満)に分けられる。	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
27	107	3	腎臓でつくられた尿は、尿管を通して膀胱に送られる。 <図1> 150L, 尿細管での吸収99%	生徒にとって理解し難い表現, 図である。 (原尿の説明がないため, 理解し難い。)	3-(3)	
28	114	10 - 12	ポータブルトイレを設置する。 ベッドの足元側に置くのが基本(麻痺がある場合, 利用者が仰臥位の時の健側足元側) <イラスト③④⑤⑫⑬>	相互に矛盾している。	3-(1)	
29	116	18	<イラスト⑦>	不正確である。 (17行「新しいおむつを開き, 丸めた汚れたおむつの下に半分入れこむ」の状況を反映していない。)	3-(1)	
30	120	5 - 7	睡眠とは, 「脳(大脳)の休息」であり, 「脳を発達させた動物たちの重要な生理機能であり, 生存のためには欠かせない行動」①である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照先との関係について理解し難い。)	3-(3)	
			<側注①> 日本睡眠学会ホームページによる。			
31	121	2 - 5	レム睡眠とは, 「眠っていても眼球が動いている, 眠りの浅い状態」②であり, ノンレム睡眠とは, 「眼球が動かない眠りで, ぐっすり眠っている状態」②である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照先との関係について理解し難い。)	3-(3)	
			<側注②> 日本医師会による。			
32	132	20 - 23	支援が必要となることで, それまで当たり前に行っていた外出もひとりでは難しくなるため, まずは, 不安なく外出できる支援体制が必要であるが, 安心して外出できることが大前提となる	生徒にとって理解し難い表現である。 (「安心して外出できることが大前提」と「不安なく外出できる支援体制」の関係について理解し難い。)	3-(3)	
			。			
33	133	図6	言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーション	生徒が誤解するおそれのある表現, 図である。 (コミュニケーションを一時的なものだと誤解する)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
34	140	側注①	人間のからだの成分は約60%が水分であるが	不正確である。 (子ども, 成人, 高齢者により, 水分量が異なる。)	3-(1)	
35	140	側注③	アイスノン	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
36	145	15	5 W 1 H <資料3>を用いて説明する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (説明には5 W 1 Hを用いなければならぬと誤解する。)	3-(3)	
37	146	11 - 12	ボランティアの受け入れを行う公的機関	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ボランティアの受け入れを行うのは公的機関だけであると誤解する。)	3-(3)	
38	148	22 - 25	福祉避難所は必要に応じて開設される二次的避難所であり, 災害発生直後からただちに利用できるものではなく, 翌日以降に開設となることが多い。	誤りである。 (福祉避難所の開設について)	3-(1)	
39	151	17 - 18	心のケアをする災害派遣福祉チーム(DWAT)	不正確である。 (括弧内外の関係について。)	3-(1)	
40	170	6 - 8	医療的ケアとは, 介護福祉士養成課程の「喀痰吸引等」を学ぶ科目名としてつけられたものである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (医療的ケアの定義について誤解する。)	3-(3)	
41	171	2 - 5	どの専門職能集団においても, 自らの行動規範となる倫理綱領を掲げている。社会福祉士及び介護福祉士法では, 誠実義務, 信用失墜行為の禁止, 秘密保持義務, 連携, 資質向上の責務を介	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社会福祉士及び介護福祉士法の義務規定が, 倫理綱領であると誤解する。)	3-(3)	
			護福祉士と社会福祉士の義務として定めている。			
42	171	26 - 29	養成課程において実地研修まで修了していない場合は, 就業後に登録事業所において実地研修を修了することによって, 認定特定行為業務従事者認定証が交付され医療的ケアを提供できる。	不正確である。 (養成課程において実地研修まで修了していない場合の記述が不正確である。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-55		学校 高等学校		教科 福祉	種目 生活支援技術	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			認定証には、第1号、第2号、第3号の3種類があり、第1号と第2号は、不特定多数の人に医療的ケアを実施できる。			
43	175	表2	塩化ベンザルコニウム・塩化ベンゼトニウムの使用濃度	生徒が誤解するおそれのある表である。 (器材と手指に使用する濃度を誤解する。)	3-(3)	
44	175	側注③	③汚染物の処理	生徒にとって理解し難い表現である。 (汚染物が明確でないため、理解し難い。)	3-(3)	
45	179	図5	喀痰吸引の必要物品	生徒が誤解するおそれのある表現、図である。 (すべて用意するべきものと誤解する。)	3-(3)	
46	182	13 - 17	気管カニューレ内部の吸引は、清潔なチューブ…で行う。口腔内・鼻腔内にも痰がたまっている場合は…その後吸引チューブを替えて(原則滅菌された吸引チューブ)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (使用するチューブについて誤解する。)	3-(3)	
47	183	9 - 10	洗浄水(滅菌精製水) <24行目> 洗浄水で十分に洗浄する	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (滅菌精製水でなくてもよいと誤解する。)	3-(3)	
48	189	図2	<乾燥させる> 栄養点滴チューブの干し方	誤りである。 (チューブ内が乾燥しない。)	3-(1)	
49	200	30	器官カニューレ	誤植である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-56		学校 高等学校		教科 福祉	種目 こころとからだの理解	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	9	4 - 8	同25条第2項では…国に対して具体的な取り組みを課している。これによって、健康であるだけでなく、QOL（生活の質）の向上もめざすようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「憲法第25条第2項」と「QOL（生活の質）」の関係について誤解する。）	3-(3)	
2	9	18 - 20	健康寿命は、WHOが2000年に提唱した新しい指標で、病気になった期間を平均寿命から差し引いたものである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （WHOと我が国の指標の関係について誤解する。）	3-(3)	
3	10	2	国民（住民）の健康水準の向上をはかり	生徒にとって理解し難い表現である。 （同ページ1行「国民健康づくり運動」に照らして、「住民」について理解し難い。）	3-(3)	
4	10	20	COPDに対処するため	生徒にとって理解し難い表現である。 （「COPD」の説明がなく、理解し難い）	3-(3)	
5	11	図3	有訴者率(人口千対)	生徒が誤解するおそれのある図である。 （全国の数値と誤解する。）	3-(3)	
6	11	図3	<日常生活に影響のある者率（人口千対）> 65歳以上の者総数	不正確である。 （出典に照らして）	3-(1)	
7	11	13 - 17	人間は、発達期を経て成熟し、年を重ねながら衰退期へと移行していく。このように、年と共に衰退していく過程を加齢（エイジング）という。特に、衰退期に…だれにでも起こりうる現象	生徒にとって理解し難い表現である。 （86ページ7～9行「老年期を単に衰退期としてとらえるのではなく、人間が生まれたときから連続的、多方向的に起こる発達過程の一段階である」とらえるようになってきている。」に照らして理解し難い	3-(3)	
			である。	。)		
8	16	12 - 14	認知は、ただ現実を知るだけでなく、その現実に対する「その人の考え」を呼び起こす。このような反応の源には価値観がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「認知」、「その人の考えを呼び起こす」、「価値観」のそれぞれの関係について理解し難い。）	3-(3)	
9	16	26 - 28	家族との団らんや趣味に熱中している時に生きがいを感じるのは、自己実現の欲求が満たされているからである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「自己実現の欲求が満たされている」ことにより必ず「生きがいを感じる」と誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-56		学校 高等学校		教科 福祉	種目 こころとからだの理解	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	19	図3	こころの理論の発達が遅れている場合は、「箱」と答える。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「こころの理論の発達」が意味するところについて理解し難い。)	3-(3)	
11	23	側注④	70未満は精神遅滞(知的障害)のレベルに相当する。 <表1> 69以下 精神遅滞(知的障害) <152ページ側注①>	生徒にとって理解し難い表現である。 (知的障害についての説明が異なっており、理解し難い。)	3-(3)	
			知的機能の障害 知能指数(IQ)が概ね70までのものが障害とされる			
12	24	側注①	①サイモンズ 1803～1960	誤植である。 (生年)	3-(2)	
13	30	図2	橋と延髄の引出線、脊髄の括弧	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (橋と延髄の引出線に脊髄の括弧が重なっており混同する。)	3-(3)	
14	31	図3	「血管」に対する副交感神経の作用	生徒が誤解するおそれのある図である。 (血管への作用は交感神経のみであると誤解する。)	3-(3)	
15	39	6	胆嚢 <38ページ図1左> 胆嚢 <38ページ図1右上> 胆のう	表記が不統一である。	3-(4)	
16	39	表1	胆汁	生徒が誤解するおそれのある表である。 (胆汁に消化酵素が含まれると誤解する。)	3-(3)	
17	49	側注⑥	粘膜の炎症 くしゃみ、鼻水、かゆみなど	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (炎症と炎症による症状の関係について誤解する。)	3-(3)	
18	54	20 - 21	1つの歩行周期には、片足で立っている時と、両足で立っている時がある	生徒にとって理解し難い表現である。 (「歩行周期」について説明がなく理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-56		学校 高等学校		教科 福祉	種目 こととからだの理解	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	57	11 - 14	水分の欠乏によって起こる諸問題は表3のとおりである。体重50kgの高齢者の場合、意識障害が起こる1～2%とは500～1,000mLの欠乏であり、死にいたる10%とは5,000mLの欠乏である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述にある考え方が唯一であると誤解する。)	3-(3)	
20	62	11 - 17	皮膚は表皮と真皮、下層の皮下組織からなる。表皮は…薄くなっている。皮下組織は…保たれている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「真皮」について説明がなく理解し難い。)	3-(3)	
21	64	図4	ステージⅡのイラスト	不正確である。 (「真皮までの皮膚の損傷」に照らして不正確である。)	3-(1)	
22	73	図3	多量出血	不正確である。 (死亡率の起点について)	3-(1)	
23	77	19 - 21	死に向かっていることを家族が受容できるようなケアと、看取った後に家族が後悔をしないような心理的なケアが必要である。看取り後は、グリーフケアを行う。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「看取った後に家族が後悔をしないようなケア」と「グリーフケア」の関係について理解し難い。)	3-(3)	
24	86	17 - 19	近年では、85歳以上の人を超高齢者(老年的超越理論)とし、3区分にすることもある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (超高齢者について)	3-(3)	
25	92	7 - 8	老人福祉法などでは65歳以上を高齢者としているが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (老人福祉法に規定があると誤解する。)	3-(3)	
26	95	表2	<骨・筋肉 関節痛> 関節の変形症は股関節と膝関節に見られる <下痢> 下痢の原因はウイルス性と細菌性があり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみに限られると誤解する。)	3-(3)	
			り <脱水> 口渇中枢の機能低下により飲水行動が生じないことが原因であり			
27	98	表8	電気伝導路	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (専門用語であると誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-56		学校 高等学校		教科 福祉	種目 こころとからだの理解	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	102	19 - 20	高齢者の場合、若年者と異なり、効果や副作用の出方に個人差がある	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (若年者には個人差がないと誤解する。)	3-(3)	
29	106	9 - 13	当時のケアは根拠も方法論もなく、身体拘束・薬剤による抑制…認知症ケアの暗黒時代であった。  <107ページ2～6行目>	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人権を意識した先駆的な実践が全くなく、身体拘束や薬剤による抑制ばかりが行われていたと誤解する。)	3-(3)	
			1970年代まではケアの暗黒時代といわれ…日常的に行われていた。			
30	106	14 - 16	1980年代になって、わが国の認知症ケアは大きな転換期を迎えた。認知症本人と家族のみでなく、国も認知症ケアの重要性について取り組みを始めた時期である	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (認知症本人と家族などの活動について誤解する。)	3-(3)	
31	107	8 - 9	1980年代末に、イギリスのトム・キッドウッドが提唱したパーソン・センタード・ケアの理念が日本に導入され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本への導入が1980年代末であると誤解する。)	3-(3)	
32	110	表1	<記憶障害の原因> 認知症	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての記憶障害の原因が、認知症のみであると誤解する。)	3-(3)	
33	115	14	アミロイドβ・リン酸化タウという異常タンパク質	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一つのタンパク質であると誤解する。)	3-(3)	
34	123	10 - 11	主な症状として、不安・焦燥、興奮、抑うつ、幻覚、妄想、睡眠障害、せん妄、暴言や暴力 <125ページ表2> せん妄	誤りである。 (せん妄は、BPSDに含まれない。)	3-(1)	
35	132	19 - 22	連携とは、「共有した目標に向けて共に働くこと」である。異なった専門的背景を持つ専門職が互いを尊重し、学びあいながら、連携・協働し、質の高いケアの提供をめざしている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「協働」の説明がなく、「連携」との違いについて理解し難い。)	3-(3)	
36	138	6 - 7	たとえば、視覚障害という場合、「見ることが妨げられ、見ることにさしさわりのある」ということになる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (表面的な説明であり、障害の構造的な理解について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 103-56		学校 高等学校		教科 福祉	種目 こととからだの理解	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
37	142	12	全体の45% <同ページ14行目> 8%	生徒にとって理解し難い表現である。 (小数第一位の他の記述に照らして理解し難い。)	3-(3)	
38	143	図2	補助犬マーク	不正確である。 (マークの名称について)	3-(1)	
39	149	9 - 10	完全絶食が必要な人は栄養素を静脈から直接注入する中心静脈栄養法を行う	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (完全絶食が必要な人のみが中心静脈栄養法を行うと誤解する。)	3-(3)	
40	149	14 - 15	ウイルスや細菌などの弱い病原体でもすぐに感染症を起こしたり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ウイルスや細菌が弱い病原体であると誤解する。)	3-(3)	
41	151	15 - 18	精神障害者保健福祉手帳や、福祉サービ ス(ホームヘルプ・ガイドヘルプなど)を活用し、障害受容の過程に応じた心理的援助も含めた包括的な支援が望まれる<資料1>。	生徒にとって理解し難い表現である。 (資料1の記述に照らして、啓発の取り組みについて記述がなく理解し難い。)	3-(3)	
42	152	12 - 14	知的障害を伴うことの多いダウン症候群は染色体異常によって生じるが、なぜそれが起きてしまうのかは不明である	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「起きてしまう」について誤解する。)	3-(3)	
43	153	2 - 3	知的障害があっても、その程度により、日常生活を送るうえでほとんど問題のない人もいたり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ほとんど問題のない人」について誤解する。)	3-(3)	
44	155	2	自閉症スペクトラム(症)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自閉症スペクトラム症と誤解する。)	3-(3)	
45	157	13 - 14	失語症の場合は、身体障害者手帳が交付され	不正確である。 (18歳未満での受傷の場合は、身体障害者手帳ではない。)	3-(1)	
46	160	24 - 27 左段	オープン・カレッジ(大学という場所で知的障害の人たちにさまざまな授業やレクリエーションを経験してもらおうという活動)	生徒にとって理解し難い表現である。 (括弧内外の関係について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

